

(介護予防)

短期入所生活介護 夢うさぎ

運営規程

社会福祉法人 青嵐会

特別養護老人ホーム

短期入所生活介護 夢うさぎ

### (運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人青嵐会が開設する短期入所生活介護 夢うさぎ（以下「当事業所」という。）において実施する（介護予防）短期入所生活介護サービスの事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### (事業の目的)

第2条 当事業所にあつては、要介護状態等と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、居宅においてもその有する能力に応じた自立生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話及び機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

### (運営の方針)

第3条 当事業所では、（介護予防）短期入所生活介護サービス計画に基づいて、機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。緊急やむを得ない場合は、管理者が判断し身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。その際、ご家族に緊急やむを得ない拘束理由、拘束方法、拘束時間帯を説明し同意を得ることとする。また、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由をケース記録に記載することとする。身体拘束を行う際の手順については、身体拘束マニュアルを参照のこと。

また、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

3 当事業所は、居宅介護支援事業者、その他、保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるよう（介護予防）短期入所生活介護サービス提供に努める。

5 （介護予防）短期入所生活介護サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して生活上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 当事業所では、利用者のプライバシー確保に配慮するよう努める。

7 当事業所では、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら適切なサービス提供に努める。

8 当事業所は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善に努める。

### (当事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 短期入所生活介護 夢うさぎ
- (2) 開設年月日 平成26年6月15日
- (3) 所在地 秋田県由利本荘市石脇字石ノ花194番地230
- (4) 電話番号 0184-74-3675 FAX番号 0184-74-3676

(5) 理事長 小松 大芽

(6) 介護保険指定番号 短期入所生活介護 夢うさぎ ( 0570522821 号)

**(従業者の職種、員数、職務内容)**

第5条 当事業所の従業者の職種、員数、職務内容は、「施設サービス運営規定」によるものとし、必要職については法令の定めるところによる。

職種	員数	職務内容
管理者	1 (兼務)	従業者の総括管理、指導を行う。
嘱託医 (非常勤)	1 (特養兼務)	利用者の健康管理及び心身の状態に応じて日常的な医学的対応を行う。
看護職員	1	健康状態を把握し、異常を認めた場合には速やかに医師に報告し、健康を守る。 薬剤に関しては、医師の指示に従い、適確に管理、施行する。
機能訓練指導員	1 (看護師と兼務)	日常生活を営む上で必要な機能を改善し、また、その減退を防ぐため、機能訓練を行う。
介護職員	7人以上 (1は介護支援専門員兼務) (1は非常勤)	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
生活相談員	1人以上 (特養兼務)	利用の受け付け、利用者及びその家族からの相談に応じるとともに、介護支援専門員や市町村との連携、ボランティアの受け入れ、指導を行う。
管理栄養士	1 (兼務)	食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
事務員 (その他)	4 (兼務)	施設経営に関する庶務及び会計等の事務にあたる。 機械設備の維持管理、自動車運転、施設内外環境整備の管理業務にあたる。

**(設備及び備品等)**

第6条 当事業所の設備及び備品等については以下の通りとする。

(1) 居室

多床室(4人部屋、2人部屋)とする。居室にはベッド、床頭台、テレビ等を備品として備える。

(2) 食堂

利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてくつろげる空間を有する。

(3) 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いる。

(4) 医務室

利用者の診療・健康管理等のために、医療法に規定する診療所を設ける。

医務室には利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。

(5) 浴室

利用者が使用しやすいように一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設ける。

(6) 洗面設備及び便所

洗面設備は居室ごとに設け、便所は適当数設置する。

(7) サービスステーション

サービスステーション内には机、椅子や書類保管庫など必要な備品を備える。

(8) その他の設備

設備としてその他に洗濯室・汚物処理室を設ける。

**(内容及び手続きの説明と同意)**

第7条 当事業所サービスの提供の開始に際しては、予め利用申し込み者又はその家族に対し、運営規定の概要・従事者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者又はその家族の同意を得ることとする。

**(受給資格等の確認)**

第8条 当事業所サービスを求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 前項の被保険者証に法第78条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供するように努めることとする。

**(稼働日)**

第9条 利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

**(利用定員)**

第10条 定員数は 20人 とする。

**(事業の内容)**

第11条 当事業所の提供するサービス内容は以下の通りとする。

(1) 食事

食事・おやつは下記の時間に提供する。利用者の意思、心身の状況に配慮したうえで、できる限り離床し食堂で召し上がれるよう支援する。また、利用者の生活習慣を尊重し、できる限り希望する時間に合わせて食事できるよう支援するとともに、利用者の方それぞれにあった食事を提供する。

\*朝食 7時30分～

\*昼食 12時00分～

\*夕食 18時00分～

(2) 入浴

入浴は一般浴槽の他に特殊浴槽で入浴していただくこととする。できる限り時間帯や回数は利用者のご希望に沿って対応させていただくが、利用者の身体状況に応じては清拭対応とし清潔保持に努める。

(3) 健康管理・看護

医師の指示のもと看護師が24時間連絡できる体制を確保する。

(4) 介護

利用者の心身の状況に応じ、自立支援と日常生活の充実に資するように、適切な技術を持って行うものとする。

(5) 排泄

利用者個々の排泄状況に合わせて介護用品を選び、快適に過ごせるよう支援する。

(6) 生活サービス

リネン交換、居室清掃、施設内で可能な洗濯など、清潔で健康的な生活が送れるよう支援する。

(7) 機能訓練

心身の状態に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の改善、または減退を防止するための訓練を行うものとする。

(8) 相談・援助サービス

利用者の心身の状況や環境を的確に把握し、必要に応じて本人又は家族に対し適切な助言、援助を行うものとする。

(9) 栄養管理などによる栄養状態の把握

(10) 社会生活上の便宜の提供

- ①当事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者の為のレクリエーション行事を行う。
- ②当事業所は、常に利用者の家族との連携を図る。

(11) その他

- ①(介護予防)短期入所生活介護サービス計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- ②送迎区域については由利本荘市・にかほ市とする。

**(利用料)**

第12条 利用料

(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、(介護予防)短期入所生活介護サービスが法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証により、その割合の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

居住費と食事代について、負担限度額認定を受けている場合は、介護保険負担限度額認定証に記載されている負担限度額とする。

- (1) 居住費(多床室)
- (2) 食事代
- (3) 理美容代
- (4) 送迎実施地域 ( 由利本荘市・にかほ市 )

**(事業所の利用に当たっての留意事項)**

第13条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 面会は、午前 9 時から午後 8 時までとする。
- (2) 消灯時間は、午後 9 時とする。
- (3) 喫煙は、全館禁煙とする。
- (4) 飲酒は、原則として可能とするが時間帯、場所については個別対応とする。病状や体調等に応じて医師の指示により制限する場合があることとする。
- (5) 身の回りの整理整頓を励行し、施設の備品等大切に使用するものとする。
- (6) 宗教の布教活動は、禁止する。
- (7) ペットの持ち込みは、禁止する。
- (8) 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- (9) 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- (10) 刃物等の危険物（ナイフ、針、ハサミ等）は原則として施設で預かるものとする。
- (11) 感染症に罹っている時、又はその恐れがある時は利用を中止する場合がある。

### **(非常災害対策)**

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。  
また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携しなければならない。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上  
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

### **(職員の服務規律)**

第 15 条 職員は関係法令及び諸規則を守り、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

### **(職員の質の確保)**

第 16 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

### **(職員の勤務条件)**

第 17 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人青嵐会の就業規則による。

### (職員の健康管理)

第 18 条 職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

### (衛生管理等)

第 19 条 利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

2. 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- (5) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

### (褥瘡対策等)

第 20 条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに『褥瘡対策指針』(別紙)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

### (虐待の防止のための措置に関する事項)

第 21 条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 第 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

### (守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解をえることとする。

2 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間および当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

### (苦情の処理)

第 23 条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付

窓口の設置、担当者の措置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

#### (事故発生時の対応)

第 24 条 サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 事故状況及び事故に際して採った処置について記録することとする。
- 3 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うこととする。

#### (緊急時等の対応)

第 25 条 サービス提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は速やかに嘱託医、かかりつけ医または施設が定めた協力病院への連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

#### (記録の整備)

第 26 条 職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

#### (その他運営に関する重要事項)

第 27 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員及び居室の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応プライバシーについては、当事業所内に掲示する。
- 3 (介護予防) 短期入所生活介護サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人青嵐会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### (ハラスメント)

第 28 条 事業所は、適切な介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

#### (業務継続計画)

第 29 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する施設サービスの提供を継続的に実施する、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設サービスの提供を継続的に実施する、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定する。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 付 則

この運営規程は、平成26年 6月15日より施行する。

平成27年 8月 1日より施行する。

平成28年 1月 1日より施行する。

平成29年 4月 1日より施行する。

平成30年 7月 1日より施行する。

令和 4年10月 1日より施行する。

令和 6年 4月 1日より施行する。

令和 7年 4月 1日より施行する。